

畠山晋一座長 ただいまから第2回新庁舎議会施設検討会を開会いたします。

本日の検討会に、佐藤美樹委員より欠席の届が出ておりますので、御報告いたします。

また、代理でつるみ議員が委員外議員として出席しておりますので、御了承ください。

1、検討スケジュールについて、前回決定いたしました今後の検討項目及びスケジュールに基づき、開催回ごとの検討項目を記載した検討スケジュールを正副案として作成しましたので、資料をごらんになってください。今後の協議の進捗状況にもよりますが、このスケジュールを基本として検討を進めていくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

2、議員控室についてです。こちらは前回、区から説明のあった議員控室の間仕切り壁の仕様については、1度会派に持ち返っていただき、本日改めて協議をし、検討会としての結論を出すこととしておりました。参考に前回の資料をおつけしております。

それでは、早速ではございますけれども、間仕切り壁の仕様について各会派からの御意見をいただきたいので、よろしく願いいたします。

おぎのけんじ委員 私ども自民党としましては、第一優先にしたいのは遮音性能でございまして、あとは改選期ごとに会派の構成が変わるということは当然ありますけれども、経費抑制の観点からも、基本もともとのレイアウトに沿った形で会派の控室を検討すべきであって、それでもどうしてもおさまり切らないという場合は改修も検討するというぐらいにしておくべきであって、カジュアルに毎回毎回レイアウトを変更するというような設計思想にしておく必要はなかるうということで、左から2番目の一般的な間仕切り壁(防音仕様)がよいのではないかとということでまとまっております。

佐藤弘人委員 公明党としては、廊下と議員控室の間仕切り壁は、左から2番目の136ミリの壁厚の防音仕様の壁でお願いしたいと思います。ただ、議員控室間の間仕切り壁については、改選期において移動する可能性があるのであれば、一番左側の改修が簡易に済む仕様でもいいんじゃないかなと思いますが、そういったことを踏まえれば、一番左か、もしくは余り動かす必要性がないということであれば、廊下と議員控室の間仕切り壁と同様の仕様の左から2番目の壁でいいのではないかとということでお願いしたいと思います。

中村公太郎委員 左から2番目がいいと思います。

畠山晋一座長 左から2番目ということは、一般的な間仕切壁（防音仕様）にするということでした。

桃野芳文委員 我々も会派の中で、一番左の高遮音タイプ80ミリと136ミリのところで少し意見が分かれたんですが、先ほどおぎの委員もおっしゃったように、やっぱり遮音性はしっかりしたほうがいいというのが前提としてあったんですが、例えば昨今、国会でバリアフリーの工事が急に必要になったとかというような話題も出て、場合によっては迅速に改修しなきゃいけないような局面もあり得るのではないかという意見も出まして、結果、落ちついたのは、やはり遮音性はなるべく優先したいと。ただ、そういう不測の事態ということも考えられるわけだから、やはり改修というのは短時間で速やかにできるような仕組みがいいのではなからうかということで、一番左の高遮音タイプ80ミリがよいのではないかというのが我々の会派の意見です。

つるみけんご議員 あらたとしましては、左から2番目の一般的な間仕切り壁の防音仕様がよいと思っております。やはり遮音性というのは1つ、高いほうが良いだろうということと、あとはやはりコストの問題を考えたときに、基本的には、議員1人当たりの面積が狭くなったとしても、そこはそこで運用していくということでコストを抑えることが大事ではないかと考えております。

たかじょう訓子委員 我が会派としては、廊下との境にある壁については一般的な間仕切り壁、そして、会派の間の壁については、会派の人数が変わるという可能性もありますし、できれば居住性を高めたほうが良いだろうというふうに考えますので、一番左側のパーテーション（可動間仕切壁）というふうにお願いしたいと思っております。

高岡じゅん子委員 生活者ネットワークも多くの方と同じで、やはり廊下は左から2つ目のきちとした防音壁なのは当然だと思いますが、会派間の壁に関しては、全てがこの壁だと移動のしようがなくなるので、パーテーションの一番左の壁も併用した形で作っていただくのがよろしいのではないかと考えています。大きい会派の中でも、間の壁をとって広い場所が欲しいというときがある可能性もあるので、そこも全てを一般的な工事をしないと全く動かせない壁にしてしまうのはフレキシビリティに欠けるというふうに感じています。

上川あや委員 1人会派なので、ほかの会派からの引き継ぎがないので、とっさにここで理解しなきゃいけないくて、ざっと読んでいたんですけども、この表の見方は、一番左はかすかに聞こえるということですね。下のところが遮音性ということですね。

佐々木施設営繕担当部長 はい。

上川あや委員 十分な理解があるかどうか、前提のお話を伺っていませんので、この表を見た限りはですけれども、通常では聞こえないという壁は、他会派にもありましたけれども、廊下との間は固定でいいと思うのでこれでいいと思うんですが、会派はやはり選挙があるたびに人数が変わる可能性もありますし、都議会で首長の会派が大勝したときに、物すごく改修費用がかかって世間から批判を浴びたようなことを考えますと、やはりその後の柔軟性が全くないものを初めから設計してつくってしまうということに対してはちょっと抵抗がございますので、一番左側の可動のものでいくべきではないかなと考えております。

ひうち優子委員 私も、廊下に関しては左から2番目、議員の控室に関しては、人数が変わることと、バリアフリーとか、今回の参議院選挙のこともありまして、すぐに改修できるようにとなると一番左のパーテーションがいいと思っております。

畠山晋一座長 もう1回言ってもらっていいですか。

ひうち優子委員 済みません、きょう初めて出たので、これをとっさに理解してとなると、廊下に関しては左から2番目、控室に関してはパーテーション型、一番左がよいと思います。

畠山晋一座長 わかりました。

今、皆さんからいただいた意見は3つですね。まず、パーテーション（可動間仕切壁）とするのと、一般的な間仕切壁（防音仕様）のものにするのと、これが多いんですけども、生ネさんだけパーテーションと一般的な間仕切壁（防音仕様）の併用とするというところの意見で、皆さんに協議をしていただいた結果になるわけですが、きょう目安をつけないといけませんので、いかがいたしましょうかというところで、一旦皆さんに協議をしていただきたいんですけども、どうしましょうか。こういう意見ですということとで議運に上げなければいけないので、この3つの意見というので決めないといけないので、できたらある程度の協議をしていただきたいんですが、いかがでしょうかというところなんです。

高岡じゅん子委員 幾つかある中で、議員控室イメージ図という紙の中に、半スパンを一室の最小単位としとございます。これを前回、広さに関する案分でいうと大体議員4人分、大体十二、三室この大きさのものがとれて、これで言うとパーテーション（可動間仕切壁）または一般的な間仕切壁（固定）と書いてあるところに関してなんですけれども、

全てを可動間仕切り壁にしなくてもいいとは思いますが、より小さい会派がたくさんできることも本当にあり得る中で、最小単位が4以下という単位ではちゃんとした個室がとれないという状態でいいのかということについて前回私は意見を言わせていただいたと思うんですが、そのことに関して、つまりより小さく間仕切る方法とか手法に関して理事者のほうで何か御検討いただけたかどうかということをもまず教えていただきたいんです。

鳥居施設営繕第二課長 今回、4メートル掛ける9メートルを基本のプランとして、これは改修がよりしやすいというか、そういった考え方で4メートル、9メートルでお示ししているんですが、さらに細かく分けることは技術的には可能です。ただ、改選のたびに改修が必要ですか、工事費がかかるといことで、技術的には細かく分けることは実施できます。

佐々木施設営繕担当部長 あと今、幅4メートルというところですけども、さらに、例えば長手方向に切るとなると、空間としてかなり幅が狭くて奥行きが長い、使いにくいとか、あるいは、さらにそれを縦に切っていくということになると窓がない部屋ができてしまうとかいろいろあります。そういうことを考えて、これぐらいが目安かなというふうに設定しています。

たかじょう訓子委員 窓がない部屋ができる可能性があるというのは、両端は含まれないですね。

佐々木施設営繕担当部長 そうですね。

たかじょう訓子委員 ということは、例えば1人会派が発生したときには、両端の窓がつけられる可能性のあるところを、内側を廊下にして、それぞれの部屋に入れるように、2つないし3つに区切ることが可能だということですよ。それはできるということですよ。どうでしょうか。

佐々木施設営繕担当部長 前回もお話したかと思うんですけども、やっぱりエアコン、電灯とか、天井に固定しちゃっているものがどうしてもある中では、ある程度の範囲を想定してじゃないと壁自体を動かすというのがなかなか厳しいのかなと思っているので、その辺も考えて、ある程度このぐらいのスパンじゃないと難しいかなと考えています。さらにこれを細かく切っていくとなると、やっぱり天井部分でこういったもの、例えば照明ですとかエアコンの吹き出し口、あるいは吹き出し口と吸気口とかいろいろあると思うんですね。あとロスナイが入るとか、それというのはやっぱりある程度のエリアで設計せざるを得ない部分があるので、全部を細かく切っていくということになると、そうい

ったものに全部干渉していってしまうので、そういう部分というのは、例えば上が少しあいているようなものでうまく仕切っていくとか、そういう工夫はある程度せざるを得ないのかなというふうに考えています。

たかじょう訓子委員 今この部屋にもエアコンの吹き出し口が2つついていますね。このスパンは9メートル以上あるのかどうか、9メートルぐらいあるのではないかなというふうに思うんです。つまりこの規模のエアコンをつけるとしても2つにはできるということじゃないかなというふうに思いますし、やっぱり会派が違うということであれば、きっちり天井をあけない、音が聞こえないというような状況をつくるのも重要だというふうに思います。

それで、パーティション式のものをここに設置するというのも可能ではないかなと私は思うんですけども、そういうふうな配慮をしていただくということがあれば、1人会派の部屋だっけつくることのできるのではないかなというふうに私は思っています。もちろん空調のことも必要ですし、例えばそういったことがフレキシブルに変更が可能なような装置というか、天井の取り付けの仕方や例えば電気の配置の仕方というのも今オフィスビルでは普通にやっていることですから、それは工夫次第でできるというふうに私は思っておりますけれども、そういった工夫もぜひ検討していただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

鳥居施設営繕第二課長 例えば今回の4メートル掛ける9メートルというのは、まず基本的な考え方は、照明がありまして、照明はこういう形で配置するとちょうどいい感じで照度といいますか、光が分散して明るくなるところがまずベースにあります。空調機に関しましては、それぞれ機械ごとの性能がありますので、その性能によって、小さい部屋に対応するものと大きい部屋に対応するもの、それは選ぶことができます。

今のお話で、細かくそういう1人会派ごとに分散して小さな部屋をつくるということは、技術的には可能なんですけれども、例えばそれに合った天井に照明をつくる、あとはその大きさに合った空調機をつけるということで、今後その大きさを変えるときに、例えば天井内のそういう照明ですとか空調機、空調のところは配管なんかもつながっていますので、そういったものを大きく更新、改修する必要は出ますので、今回のお示ししている案というのは、天井内も含めて大きな改修が出ないようなものということで一応お示ししておりますので、技術的にできないかということそれはもちろんできるんです。そういうものを選ぶことはできますが、将来的なそういう改修費等を考えたときに、こういう案が

いいのではということでもまずは御提示しているということになります。

たかじょう訓子委員 改修費をかけないような、なるべくかからないようなものを選び、設備も整え、電気の配線なども整えるということは技術的には可能だというふうに思いますし、オフィスビルでは当然やっていることですので、ぜひその辺は工夫が必要じゃないかなというふうに思います。

佐藤弘人委員 だから、それを言い始めると切りがないので、控室は執務室じゃなくて、事務室じゃないんですよ。控え場所なので、そこにハイスペックを求めることはおかしな話で、基本的に今、課長からお話があったように、最小限の改修が可能な範囲の中でどういう壁の仕様を選ぶかということで答えを求めているわけですから、廊下と控室の壁は、左から2番目の防音仕様のスペックが高いものを使うということは皆さん御意見がそろっているんですから、あとは控室間の壁については、会派によっては人数が変わって移動する可能性が、可変性が今後考えられると思うのであれば、一番左側の可動間仕切りしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。考えられるとしたら、それが最大限ではないですか。だから、控室と控室の間の壁も動かさないということになって、それについていろいろと議論があるのはもちろん考えられますけれども、それは絶対ないとは言えないので、控室と控室の壁の可変性が今後生じることを考えれば、一番左側の必要最小限で、100%の防音ではないですけども、可動間仕切りのパーティションの仕様にしておくのが一番いいんじゃないかなと思います。そんな議論をしたって進まなくなっちゃうので。

下山芳男委員 私も今、佐藤委員のお話のとおりで、実際問題、実は私はパーティションの工事とかをずっとやっていたことがあるんですけども、一番左のパーティションであっても、これは0.6と書いてあるんですけども、実際に作業をするとなれば、床から天井まで全部のパネルの工事をやり直すというのはかなり時間もかかるし、それから動かした後の天井の仕上げをきちっとやるとかというかなりの費用がかかるんですね。

そういったことを考えれば、防音性をしっかりと考えるということで、私は、左から2番目の遮音性のあるパネルが現実的ではあると思うんですよ。あと水回りのことがあって、水回りを考えれば、これを動かすということは大変な工事になっちゃうので、それを考えれば、やはり現実的に言えば、それからいろんなパネルを使うということ自体も、つくる側とすれば、これとこれはパーティションで、これの中間はいわゆる一般的な防音壁というのは現実的じゃないと思うんです。

上川あや委員 基本的なところで理解をしたいと思うので、質問させていただくんですけども、このA4の紙を見たときに、半スパンを1室の最小単位とするということで、この半スパンというのが先ほどおっしゃった4メートル掛ける9メートルという意味ですか。

鳥居施設営繕第二課長 はい。

上川あや委員 4メートル掛ける9メートルというのは、控室を全部の議員の人数で割ったときに議員1人当たり何平米あって、平均で割ったときに最小単位は何人が入ることになるんですか。

鳥居施設営繕第二課長 今回、新たな議員控室の総面積は478平米で計画をされております。50人の議員定数で割りますとおおよそ9.56平米というのが1人当たりの数値ということになります。なので、今回、例えば4メートル掛ける9メートルが基本グリッドとすると36平米になりますので、36を9.56で割ったものが部屋に入れる目安の定員ということかと。

上川あや委員 3.5とかそんなものですか。

鳥居施設営繕第二課長 済みません、今電卓がないんですけれども、3.5とか3.7とか、それぐらいですね。

上川あや委員 では、例えば2人会派だったら広くなるけれども、5人会派だったらぎゅっと詰まるみたいなことを初めから想定してやるということですね。

鳥居施設営繕第二課長 なので、割ると3.7とか3.5という数字になるんですが、例えば2人にぴったりのものとか6人にぴったりというものにしようとする、壁の位置をその人数に応じて変えなきゃいけない、そうすると天井への影響が大きいということで、柱から柱までの1スパンの単位を半分で割るのを基本単位にすることで、そういう費用を最小限にすることができるという考え方になります。あと、壁の位置が、今図面を見ていただくと、2枚に1枚、柱にとり合ってくるんですけれども、やはり柱との関係も非常に重要で、柱からずれた位置に壁が来ますと非常に使いづらい場所が出ますので、そういったことも含めて、半スパンを基本単位と考えるというのをまずベースにお示しをしています。

畠山晋一座長 それでは、この間協議をしてきて、前回報告をさせていただいて、それを持ち帰る形で皆さんに各会派で協議をしていただいた。また、1人会派の皆さんのところにも事務局からの報告をさせていただいた中で、きょうこの会に臨んでいただいている

ものと考えておりますので、もう既にこれは計画として進めていかなければいけないこと  
でございますので、具体的に廊下に関しては固定のものにする、議会のそれぞれの控室の  
間のものに関してはパーテーションということで対応をしていくといった意見が大半を占  
めているような状況に感じるんですが、そういった流れでいかがでございますか。

下山芳男委員 左から2番目の防音仕様にすれば、いわゆる壁の面とかをほかの廊下側  
の壁と同じような、布であろうと色々な素材で統一できるんですね。こちらの一番左側  
だと、パネルはありますけれども、そういったことは非常にやりづらいので、もし部屋の  
落ちつきとか全体のバランスを考えれば、左から2番目のほうが皆さんにとってはかなり  
いいように思うんですけれどもね。

阿久津 皇委員 事務局にお伺いしたいんですけれども、今、固定の壁で、ずっと今の  
控室をされていて、過去、改選のたびに議会構成が変わる中で壁を動かすような工事とい  
うのはどのぐらいの回数されたんですか。

井上区議会事務局次長 10年選手何人かで相談しても明確なあれはないんですが、壁を  
ぶち抜いたとか、そういうケースはたしかないはずで、記憶にあるのは、今の生活者ネッ  
トさんと共産党さんの間を少し厚みを持たせたというんでしょうか、当初は控室的な使い  
方をしていなかったスペースだったんですけれども、会派構成が変わっていく中でそこ  
を議員控室として、例えば時代によっては、自民党さんと公明党さんの第2控室的な使い  
方とかという時代もあったかに思うんですが、そこを会派の控室にするために、少し防音  
の効果を高めるためにあの間を少し厚くしたというのがありますけれども、それ以外、部  
屋自体の形状を大きく変えたということは、壁はないというふうに記憶してございます。

阿久津 皇委員 そうすると、現実、やっぱり運用で何とかなるのかなと思うんです  
ね。なかなか想定しづらいことのために備えて、遮音性とか、先ほどおっしゃったような  
壁の統一性というところを棄損してしまうのはもったいないのかなというふうに感じまし  
たので、意見です。

岡本のぶ子委員 伺いたいのは、先ほどのやりとりの中で、さきに行われた参議院選挙  
で、新しく国政に進出された方の対応のためにバリアフリー対応が今求められていると。

なので、区でこれからやる議会の控室についても可変的な、要はパーテーションのよう  
なものがいいんじゃないかという御意見も出たんですが、今、国会で問題になっているバ  
リアフリー対応と、今回、一般的な間仕切りにする場合とパーテーションにする場合で影  
響があるのかどうか確認をさせていただきたいんです。



鳥居施設営繕第二課長 今回の参院選のバリアフリー対応というのは、あくまでも車椅子の方がそこに行けるといふか、そういうための段差をなくすとかスロープをつくる、恐らくそういう改修だと思いますので、今回の間仕切りの考え方はそういったものとは直接的な関係はありませんので、あくまでも将来的な改修といふか、移動しやすいしつらえにしておくところという形になりますよという形でお示ししておりますので、今回の参院選の関係とはちょっと違うかなと思います。

桃野芳文委員 一応私もさっき国会での話題を上げて、会派の中でこういう話をしたんですという話ですけれども、岡本委員にどういう話をしたかという話を説明すると、例えば大きな車椅子を入れるときに入り口を多少大きくしなきゃいけないのではないかとか、そういうことがあるかどうかわかりませんが、例えばそういう方が複数で同じ部屋に入ろうとしたときに、例えば最小単位でつくって、小さい会派なので小さい部屋に入ってもらおうということを想定したけれども、もうちょっと合理的配慮で壁を動かして広くしなきゃいけないんじゃないかと柔軟に対応する必要が出てきた場合に、壁は短期間で数日間というふうにしたか前回に説明があったと思うんですが、そういう形で動かせるようにしておいたほうがフレキシビリティが確保されるんじゃないかというような議論で、最終的に我々の会派が一番左の案がいいんじゃないかという話をしました。

たかじょう訓子委員 参考にお聞きしたいんですけれども、日本共産党と生活者ネットの間の壁ですけれども、これはこれのどれに当たるのか、それとも違うものなのかわかりますか。教えていただければと。

鳥居施設営繕第二課長 先ほど壁の厚みを増したというお話もあったので、どれかというのは断定はできないんですけれども、左から3番目の中にいわゆる遮音材の入っていない壁の芯材というものがあって、その脇にボードを張るようなものが一般的ですので、断定的なことは言えないんですけれども、恐らくこれではないかと思われま。

高岡じゅん子委員 今、下山委員から、こちらの2番目のずっと変えない壁がいいという御意見なんですけれども、もし4人に小さく区切ってずっと壁にした場合、逆に大きい会派の場合、たくさんの人数で話し合いをしたいときとかにふぐあいがあるんじゃないかなと思うんですけれども、広くしたいというような可能性についてはどういう考えをお持ちなんでしょうか。

佐藤弘人委員 壁をとればいいじゃない。

高岡じゅん子委員 今、佐藤委員がおっしゃっているのだとパーティション型なので、

壊せるものなので広くすることは可能なんですけれども、下山委員のおっしゃっているのだと、原則的に4人のスパンで永続的な壁をつくってしまったときに広くもしようがないということになるのかなと思うんですが、それはどうお考えですか。

下山芳男委員 左から2番目もとろうと思えばとれます。ただ、時間と費用はかかるけれども、とれないことはない。

高岡じゅん子委員 私としては、つまり併用はおかしいとおっしゃられたんですけれども、柱とくっついている部分、いわば8単位になるぐらいのところは動かさない予定の壁で、場合によっては4とかに区切れるようにパーティション壁との併用というのも実質上あり得るのかなというふうに感じて、そういう提案をいたしました。

広くするときには本当に壊さなきゃいけないというのも不都合な感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

おぎのけんじ委員 確認ですけれども、新庁舎議会棟ができるときに、デフォルトの議員控室の割り振りというのは、別に9メートル掛ける4メートルがばんばんあるわけじゃなくて、ある程度今の会派構成を想定して、でかい部屋、普通の部屋、最小単位の部屋があるという設計をされるということによろしいんですね。

鳥居施設営繕第二課長 そのとおりでございます。

おぎのけんじ委員 そうであれば、今、高岡委員が懸念されたようなことはある程度払拭されるはずだと私は思います。

畠山晋一座長 今それぞれ議員控室のレイアウトという話が出ていましたけれども、実はこの後、そのことについても協議いただく予定をしております。レイアウトについては今期の会派構成で具体の現実の協議をしていかなきゃいけないので、レイアウト図のたたき台を作成したんですけれども、それを見ながら壁をどうするかということをご協議して、具体的に決めるということも検討したいと思うんですけれども、このレイアウト図みたいなものを出させていただいていいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 では、レイアウト図を配ってもらっていいですか。

選挙によって改変がいろいろあるというのは、今、未知数の状況でございますので、現実問題として、庁舎ができたときに、今の会派構成のままいくということをご想定して具体的に話を進めないとかこの話が進まないということの状況だけは、皆様くれぐれもその点だけを考えて御提案、御提起をさせていただきたいと思います。

まずは説明してもらいましょうか。

鳥居施設営繕第二課長 それでは、ただいま配付されましたA4縦、片面の資料をごらんください。こちらは前回の検討会で御説明させていただきました議員控室の考え方、4メートル掛ける9メートルを基本とする考え方に基づきまして、また、現在の会派構成をもとに、できる限り議員1人当たりの面積が平等になるようなレイアウト案として、本日はたたき台としてお示しをしております。

図面の見方ですが、右上に記載されているとおり、繰り返しになりますが柱から柱までの半分のスパン、約4メートル掛ける9メートルを1室の最小単位として、それぞれに流し台、照明、空調を計画しております。間仕切り壁の位置につきましては、柱に取りつく壁の位置を中心ではなくて多少上限に動かすことにより、現在の会派構成に基づいた中で、できる限り1人当たりの面積が平等となるような各部屋の面積の調整をしております。図面には、部屋ごとの面積に合わせまして、その下に括弧書きで人数を記載しております。この括弧内の人数ですけれども、議員控室の総面積478平米を議員定数の50人で割った際の数値、これは先ほど申し上げたとおり9.56平米になりますが、これをそれぞれの部屋の面積で割ったものが括弧内に記載されている人数ということになりまして、おおよそのその部屋の使用人数の目安ということでお示しをしております。

左側、方角的には西側になりますが、議員控室1につきましては面積が119.1平米に対し、おおよそ12.4人ということになります。右側、方位にしますと東側になりますが、上から、83.1平米に対し8.6人、議員控室3番、72.3平米に対し7.5人、議員控室4番、5番につきましては36.1平米で3.7人、議員控室6番、7番につきましては32.5平米で3.3人、議員控室8も3.3人になります。あと、南側中央の議員控室9につきましては34.2平米で3.5人ということがそれぞれの部屋の想定人数ということになります。

説明は以上になります。

畠山晋一座長 鳥居さん、1つ確認させてもらっていいですか。右上の議員控室2と議員控室3の間仕切りのところなんですけれども、基本的に間仕切りはこの形で行うと。例えば議員控室2のところから1人減ったりふえたりしたとしても、この壁を1メートル少し広くするとか、1メートル少し狭くするといったものはできないという解釈でいいんですよね。

鳥居施設営繕第二課長 天井裏に防音のための壁をつくりますので、1メートルずらすとその位置とのずれが生じますので、移動すると遮音性能が損なわれるということになり

ます。

畠山晋一座長 これは現在の会派構成に基づいて、たたき台としてつくっていただいたものでいいですね。

鳥居施設営繕第二課長 はい、たたき台です。

畠山晋一座長 わかりました。

ということで、先に議員控室のレイアウトについて、ほとんど御意見は出ていますけれども、御意見は変わらないですか。より可視化することによってわかりやすくなったのかなという気がするんですけども、御意見がございましたら。

佐藤弘人委員 さっき私のほうで、廊下と控室の間の壁は左から2番目という話をし、議員控室間が一番左でもという話をしたんですけども、これはよく見ると、議員控室間の壁もほぼ移動できないですね。柱の面に合わせて若干移動するかぐらいしか考えられない。今、照明と空調は議員控室3まで落ちていて、議員控室4以降、9までは照明が落ちていないのは多分レイアウトの関係とか 落ちているのか。これは落ちているんですね。

壁は移動したとしても、さっき佐々木部長からお話があった空調、照明、ロスナイとか換気についての位置の変更をすると当然大きな工事になっちゃうので、余り移動することができないですね。

桃野芳文委員 その辺はどうなんですか。そもそもの議論としては、1人会派の方が個室がいいということが意見としてあって、それはさておき、多少の会派の人数の変動については対応できたほうがいいんじゃないかということで、ある程度動かせる壁というのができるのかできないのかみたいな話から、こうすればある程度移動できますよというところへたどり着いて、ではどちらがいいんだという議論をしていたのに、ほとんど動かさせませんよとなったら、これまで何のために話をしたのかという話になるんだけれども、実際そうなんですか、動かせないんですか。

鳥居施設営繕第二課長 例えば、一番左側のパーティションを選ばれたとしますと、議員控室2、3は、今大きな部屋にしておりますが、例えばこの真ん中に設置をすることによって分散して使うということはできます。あと、例えば議員控室4、5の間もパーティションが使われれば比較的容易にそれを取り外して大きな部屋にするということはできます。ただ、柱に取りつく部分の壁の位置につきましては、中心に合わせるのか、どちらかの面に合わせるのかによって上の壁との違いが生じてしまいますので、それを1メートル

の柱の範囲で微妙にずらすというのはできないんですけれども、柱と柱の間の壁をつけるとか外すというのは可能になります。

桃野芳文委員 では、先ほど高岡さんが言っていたような、そもそも余り動かさせないところは遮音性を高める壁で、動かす部分については大きくしたり、小さくしたりできるような壁を入れましょうよというの、あながち高岡さんの意見も現実的ということですよな。

畠山晋一座長 では、パーティションにつきましては、基本的にこのレイアウト図、たたき台をたたき台にして、一般的な間仕切り壁とする方向で、こういった流れで策定するというところでよろしいでしょうか。

高岡じゅん子委員 特に廊下側と柱にくっついている部分、それから議員控室1というふうになっている部分に関しては、きっと全部きちとした永続的な壁というんですか、一般的な間仕切り壁にできると思うんですが、やはり将来的にどんな移動があるかわからないということにらんだ上で、例えば控室4と5の間とか6と7の間に関しては可動間仕切り壁を併用しておくということにさせていただいたほうが、つまり将来大きい会派がもっとふえる可能性もあるじゃないですか。だから、そういうことも検討していただきたいと思います。

畠山晋一座長 今、高岡委員のほうから具体的に壁の話が出ましたが、では、皆さん、たたき台をごらんになってください。一番左側の議員控室の1はこれでいいとして、議員控室の2と3の間の壁は右のところに柱がありますね。ですから、これは移動できないという壁でいいですか。議員控室3と4の間も右のところに柱がありますから移動できない。控室4と5に関しては柱がないということで移動できるパーティション式で対応する。同じように、議員控室6と控室5の間は柱があるので可動式じゃないものにする。同じようにして、6と7の間も柱がないので可動式のものにする。7、8の間は柱がありますので可動できないものとする、ここで具体の協議をしていただいたんですけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 では、今どこが一般的な間仕切り壁、どこがパーティションの間仕切り壁とするということを具体的に示させていただきましたので、議員控室の間仕切り壁の仕様について、そういったことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 それでは、異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、本当はこの後に議員控室のレイアウトを見てもらって協議してもらおうと考えていたんですけれども、先に見ていただいて、具体の対応を協議していただいた。ただ、これをまだごらんになっていない議員の方もいらっしゃるので、その方に関しては、もちろん事務局のほうからも報告していただくこともあわせて対応していくということを考えると、御理解はいただいたんですけれども、一旦持ち返っていただいて、次回再度協議の上、決定したいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

では、次回までに会派で協議していただくようお願いいたします。

続いて、3、議会諸室のセキュリティ対策についてを議題といたします。

では、区の説明をお願いいたします。

鳥居施設営繕第二課長 それでは、議会諸室のセキュリティ対策についてということで、A3横のホッチキスどめの資料をごらんください。

こちらは東棟7階から10階に整備されます議会施設につきまして、一般来庁者の方が利用可能な範囲はどこまでか、また、それぞれの扉にはどのような種類の鍵が想定されているのか、あと防犯カメラについてはどこに設置されるのかなどにつきまして、セキュリティー計画全般についてまとめた資料になります。なお、このセキュリティー対策につきましては、最初の説明にありました今後の検討スケジュール(案)の中にも記載がありますが、第4回の検討会までに御決定いただきたいというふうに考えております。

まず、資料上部の凡例の部分をごらんください。まず、一般来庁者を含む全ての利用者の方が利用可能な範囲を斜線で表現をしております。また、区議会議員の方と限られた職員のみが利用可能な範囲につきましては白色で表現をしております。斜線部分と白色の境目の部分がセキュリティーラインということで、太線で表現をしております。

続きまして、電気錠というものの考え方について御説明をいたします。電気錠とは、電気信号と連動しまして扉の開閉の操作ができる鍵の種類のことを示しております。四角で中央にCの文字がありますが、こちらが電気錠と連動するカードリーダーを設置する場所を示しております。こちらのカードリーダーにセキュリティーのカードをピッとかざしますと電気信号で鍵が開錠されまして、矢印方向に通行可能という仕組みになります。なお、矢印と反対側からの通行につきましては、カードリーダーをかざさなくても常時通行

することができるというような鍵の種類となります。また、火災が発生した際には、この電気錠は火災報知機と連動いたしまして、全開放といいますか、全ての場所でどちらにも通行できるというものになります。

続きまして、エレベーターの考え方について御説明いたします。まず設置されるエレベーターですけれども、左から2台、こちらにつきましては、前回の検討会で御決定いただきましたが、地下2階から10階の全ての階に到着、ちょっと専門的ですが、到着することができるものになります。右側の1台につきましては、1階から7階までの着床という予定になります。このエレベーター3台ですけれども、そのセキュリティーの制御といたしまして、どの階に対しても着床しない、到着しないようにするという制御設定をすることは実施可能です。特に大幅な費用負担とかなく標準的な対応として設置することは可能になります。着床制限を解除する方法ですけれども、エレベーターの内部にカードリーダーを設置いたしまして、そのセキュリティーカードをピッとかざすことによって、例えば8階、9階が着床制限されていればそこが押せるようになるというような考え方になります。

防犯カメラの考え方ですけれども、今回お示ししている案は現在と同様にエレベーターの内部のみに設置しているという案になります。今回の資料は、電気錠、エレベーター内の着床制限の解除につきましてはセキュリティーカードという御提案をしておりますが、テンキーで暗証番号を入力するといったような手法を選ぶことも可能になります。

続きまして、凡例の一番右側をごらんください。こちらは写真を見ていただきますと、一般的な扉によく採用されております左側が鍵の差し込み部分で、右側がひねりの部分となっております。図面にも書いてありますが、鍵の差し込み部分をシリンダーと呼びまして、ひねりの部分をサムターンと呼んでおります。平面図をごらんいただきますと、壁の線に対しまして直交方向に短い線が幾つかあると思いますが、この部分がそれぞれの扉がある部分を示しております。先ほど御説明いたしました電気錠となる扉、矢印で表現されている部分ですとか、例えばトイレの入り口など一部の諸室を除きまして、具体には委員会室ですとか会議室、議員控室などにつきましては、廊下側が鍵を挿し込むシリンダー、部屋の内側がひねることによって鍵のあけ閉めができるサムターンということで鍵の種類につきましては想定をしております。

ここからは各階の平面図をごらんください。それぞれの階ごとの見方につきまして簡単に御説明をいたします。まず、1枚目の左側7階の平面図をごらんください。こちらは委

員会を傍聴される区民の方が区議会事務局で手続を行う必要がありますことから、エレベーターをおりて、区民ロビー、その南側にあります男女のトイレ、あと一番南側にあります避難階段までの範囲を斜線範囲、一般来庁者の方が利用可能な範囲として現在想定しております。それぞれ太線で示しておりますセキュリティーライン上にある扉につきましては、先ほど御説明したカードリーダーによる電気錠という計画にしております。

続きまして、右側の8階の平面図をごらんください。こちらはエレベーターホールと階段室以外は全てセキュリティーゾーンとしております。8階には委員会室や議員控室が計画されておりますが、これらの諸室の入り口につきましては、全ていわゆる白色の範囲、セキュリティーゾーンという計画としております。

2枚目をごらんください。まず左側が9階の平面図になります。こちら基本的な考え方は、先ほど御説明した8階と同様に、委員会室、議場の入り口につきましては全てセキュリティーゾーンということで、エレベーターをおりてすぐのエレベーターホールのみいわゆる一般の方が行けるといいう形になります。あとはそのエレベーターの着床をどうするかという考え方がございますが、最小限の範囲を非セキュリティーゾーンと設定しております。

続きまして、右側の10階の平面図をごらんください。10階には、エレベーターをおりて正面に、区民の展望ですとか学習の場として利用可能な展望ロビーがありますので、エレベーターをおりまして展望ロビーまで、あと南側のトイレの使用もできるようにということ、あとは一部授乳室までの範囲を一般来場者の方が利用可能な範囲ということで想定しております。

本会議を傍聴される方への対応といたしましては、傍聴席の入り口あたりに受付を設け、ここで事務局職員が受付の管理ですとか鍵の開閉といったことを行う想定としております。

説明は以上になりますが、最後になりますが、本日御協議いただきたい点につきまして改めて確認させていただきますと、まず1つ目が、セキュリティーラインの設定について、この斜線の部分と白色の設定がこれでよいかどうか。あとはカードリーダーが望ましいのか、テンキーのセキュリティー解除がいいのかが1つ目です。2つ目につきましては、エレベーターの着床制限、今回、恐らく8階、9階がその対象になるかと思いますが、8階、9階に対してエレベーターで着床制限をかけるかどうかです。3つ目といたしまして、防犯カメラにつきましては、今回エレベーター内部のみということでお示しをし



ておりますので、防犯カメラの設置台数の範囲がこれでよいかという3点になります。

説明は以上になります。

畠山晋一座長 ただいまの説明に対し、御質疑がありましたらどうぞ。

岡本のぶ子委員 このカードリーダーを使用する場合なんですけれども、カードリーダーの渡す場所というのは1階になるんですか。1階に受付か何かがあってそこでカードリーダーを来庁者に渡すという考えですか。一般区民です。

鳥居施設営繕第二課長 一般の方というのは、傍聴の方ということでよろしいでしょうか。

岡本のぶ子委員 傍聴の方であったり、議員に面談に来る方であったり。

井上区議会事務局次長 まだはっきりと議論を煮詰めていませんけれども、このセキュリティーラインの考え方からしますと、7階に来ていただいた方が、委員会の傍聴であったり、あるいは控室にいらっしゃる議員の方への面会であったりということで、基本10階の展望ロビーにはストレートに行けるはずなんですけれども、それ以外、議会の各室、あるいは議員の方にお会いしたい方は7階の事務局に寄っていただき受付をして、そこでいわゆるカードリーダーを、直接渡して行っていただくのか、事務局が開錠して御案内するのかまだあれなんですけれども、基本は1階ではなくて、まずは区議会事務局に来ていただく、こういうことになろうかと思えます。

岡本のぶ子委員 そうしますと、7階の平面図のところにCというところがずっと書いてありますけれども、カードリーダーを受け取っていないんですね。

井上区議会事務局次長 済みません、この辺もちょっと見にくいんですけれども、もちろん今の考え方からしますと、7階の図面を見ていただきたいんですが、エレベーターをおりた正面、北側というんでしょうか、セキュリティーラインに入っていますけれども、イメージとすると、ここに受付のカウンターができるんだろうと。

畠山晋一座長 岡本さん、L字になって区民ロビーと書いてあるじゃないですか。このL字の底辺のところ受付になる。だから、ここはセキュリティーラインになっていますけれども、開放、受付対応になっている、オープンになっているということです。

井上区議会事務局次長 どういったカウンターにするのか。全部壁で本当に窓口しかあいていなくて、そういうカウンターなのか。例えば今、4階の事務局を思い出していただきたいんですけれども、ちょうどあのエレベーターをおりたところに、普通に入ろうと思えば入れるようなすき間があるのか、その辺はどういうつくりにするのかですけれども、

ただ、夜間、区民の方が7階までは仮に着床制限なしに来られたとすれば、ここも事務局職員がいないときには閉鎖しないと、セキュリティーライン、カードリーダーの意味がないので、そういったこともいろいろ勘案しながら、もちろんカウンター、受付はつくりますけれども、こういったカウンターというんでしょうか。がらがらとシャッターがおりるようなカウンターなのか、そういうのも含めて詳細は検討することになると思いますけれども、ここに間違いなく窓口ができるであろうというふうに考えてございます。

中村公太朗委員 今、カードをどんどんなくしていくというような動きも出ていないですか。カードリーダーで果たして本当にいいのかというところは、もしかしたらアプリで携帯でやるのか、それこそ指紋、網膜みたいな形にして。カードを持っても、たくさんカードを持つ時代ではなくなってくるので、そこはイメージしたほうがいいんじゃないかなと。また何ができるかわかりませんが、提案です。

佐藤弘人委員 整形できない。

中村公太朗委員 整形しても目は変わらないですから、指紋も変わりません。でも、多分持たずにいくとか、常に持っている携帯に全部一極していくというのがこれからの流れで、最近もそうだし。

佐藤弘人委員 カードを忘れるよね。

中村公太朗委員 カードをなくしちゃうとか云々出てくるので、ちょっとイメージしてもらったほうがいいのかないかなというのがありますね。

畠山晋一座長 鳥居施設営繕第二課長、現在の段階でそういったものは想定していますか。それとも、もう既に想定のように、カードを大前提として考えているのかというところは答えられますか。

鳥居施設営繕第二課長 カードとテンキーで想定をしていたので、今提案のありました指紋認証ですとかそういったものにつきましては確認をさせていただきます。ありがとうございます。

畠山晋一座長 指紋認証と。

中村公太朗委員 アプリでもいいですけどもね。

畠山晋一座長 それは携帯電話のアプリ。

中村公太朗委員 専用の何か。

畠山晋一座長 それと今の顔認証。極端な話、声紋認証とかもありますからね。今、空港なんかはほとんど顔認証になってきていますよね。こういうものが提案ということでは

いんですよね。

中村公太朗委員　そうです。必ずそれにしろということじゃないですけども、そういうところまでイメージしておかないと、数十年後にださくないと言われちゃうかもしれないので。

桃野芳文委員　7階の左下、議会図書室の右側の下の角のところにカードリーダーの読み取り機があるように思うんですけども、これはどこで区切ってどこに入るためのカードリーダーなんですか。

鳥居施設営繕第二課長　この階段自体が避難階段になっていまして、下の階から区民の方が上がってこられるというのがあったので、今回セキュリティゾーンとしてお示しをしたんですが、これは不要でした。誤記でございます。申しわけありません。

畠山晋一座長　誤記ということは、そうするとここは何になるんですか。

鳥居施設営繕第二課長　カードリーダーが要らなく、矢印もなく、通常の扉ということになります。失礼いたしました。

岡本のぶ子委員　今、階段の話が出たんですけども、ここの階段はフリーで上がってこられるわけですよね。先ほどエレベーターには今と同じように防犯カメラがつきますよと言われたんですが、上に上がってくる経路として、入り口としてエレベーターと階段があるのであれば、要は階段の出入り口、最後の上の7階のところに防犯カメラをつけるとか、そういうことは想定されないですか。誰でも上がってこられる　当然誰でも上がってこられるんですけども、セキュリティという考えでいったときにいかがなのかなと。私はつけたほうがいいかなと思ったんです。全ての階段で必要はないんですけども。

鳥居施設営繕第二課長　今回、7階から上につきましたは防犯カメラを1台としているんですけども、例えば6階から下につきましたは、階段の出入りがわかる場所にそれぞれ防犯カメラを設置しておりますので、この階段室に入った人はわかります。ただ、7階から上につきましたは、電気錠で1回セキュリティラインをとりますので、さらに二重で防犯カメラによる管理が要るかどうかという問題もあるんですけども、今回は電気錠でセキュリティは確保されていますので、防犯カメラはない形でお示しをしているんですけども、その下の階で防犯カメラで管理はしております。

畠山晋一座長　そこに上がってくるまでに防犯カメラ等でのチェックを受けているということですね。

鳥居施設営繕第二課長 そういうことになります。

岡本のぶ子委員 では、階段に電子錠があるんですか。

鳥居施設営繕第二課長 3台のエレベーターの南側とか下側の階段につきましては、階段から出るといわゆるセキュリティーゾーンになりますので、そこは1回電気錠で閉じております。

岡本のぶ子委員 カードがないと入れないんですか。

鳥居施設営繕第二課長 カードがないと入れないです。

岡本のぶ子委員 では、この階段を上ってきた人はどこでカードを受け取るんですか。さっきエレベーターの人は7階の受付でもらえると言いましたけれども、階段を上ってきた人は7階の受付に行けないと思うんですけれども。

畠山晋一座長 つまり一般の方が階段で上がってきて、7階まで来ると入れないんじゃないですかということですよ。エレベーターだったら、あいて、受付へ行ってカードで入れるけれども、その先が入れないんじゃないですかということですね。

例えば鳥居さん、下の階段、さっき誤記があったCという話があったけれども、ここはCがないわけでしょう。つまり階段でここまで上がってきて、7階の受付に行くと、この階段を使わなくてもいいということになるの。

鳥居施設営繕第二課長 南側の階段は、先ほど申し上げたようにこのCという矢印は間違いですので、例えば6階から上がってきたときに、特にカードキーがなくとも受付までは行けます。ただ、エレベーターの下の階段につきましてはセキュリティーゾーンに直接つながっているので、こちらは御指摘のとおり、カードリーダーがない方が上がってきたときには入れないので、エレベーターで来ていただくか、南側の階段から上がっていただくというどちらかになるうかと思えます。

畠山晋一座長 それはセキュリティー上そうなっているということでもいいんですね。

鳥居施設営繕第二課長 はい。

松村庁舎整備担当部長 これは確かに階段で上がってきた方がここに来て入れないという状況で、また下か上に上がらなきゃいけないということになることをもし避けるのであれば、エレベーターをおりた議会事務局のセキュリティーラインをこの書庫と書いてある線のところまでずらせば、階段の方も一応議会事務局に行けて、セキュリティーラインで区画できるようになるので、そちらのほうがよければそういう変更は可能じゃないですか。どうするかだと思っんですけれども。

中村公太朗委員 ここから上がっても一般の人は入れませんよと途中に看板を書いておけばいいんですよ。

松村庁舎整備担当部長 運用としてそういうふうにしてしまうという手もあると思います。

畠山晋一座長 つまり一般の方が上がってくるのに当たって、エレベーターでワンウエー、階段もワンウエーなのか、ツーウエーとしてもう1個をつくるかどうかということの提案ということですよ。今、松村部長いわく、この書庫のところにちょっとずらせばここも通れるようになるということですね。

松村庁舎整備担当部長 それから今、委員が言われたように、6階のところで、ここから上は一般の方は立ち入りを禁止しますというような運用をしてしまうか、どちらかになってくる。

畠山晋一座長 いろいろな御提案、御提起が出ているんですけども、まだ質疑がありましたら。

羽田圭二委員 質疑というか、今のところですけども、基本的な考え方として、前から議論がありますけれども、開かれた議会とか、議会に入りやすくしていくとか、それはそれであると思うんですよ。もちろんセキュリティはそれはそれで万全にということなので、だとしたら、やっぱり階段を上ってきて帰れみたいな話にはしないほうがいいと思うんですね。だから、できるだけ議会事務局に行きやすいようにしておくことが必要なのではないかという考えです。

畠山晋一座長 では、それは御意見として伺っておきます。

では、質疑はないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 ちなみに、さっきは9月13日の第4回までには決めたいという予定があるというふうに鳥居課長はおっしゃっていましたが、今、羽田委員からいただきましたけれども、もちろん次回にも聞くんですけども、今の時点でほかに御意見がありましたら伺っておきますが、いかがでしょうか。

たかじょう訓子委員 私も羽田委員のように、セキュリティは大前提です、必要だということは間違いないというふうに思います。その上で、やはり鉄壁の壁みたいになって、議会にそう簡単に入れないよというイメージでは区民の方の印象もすごく悪いと思うんです。だから、受付がこんな小窓で、こういうのではなくて、セキュリティはそんな

んですけれども、ちゃんと開かれた議会というイメージでつくっていただきたいなというふうに思っています。

岡本のぶ子委員 あと、防災対策上、例えば一般区民の方がエレベーター、ワンウエーでしか上がれないとなったときに、いざというときにおりたいというときに、エレベーターしかないというよりは、階段があるということの認識があったほうが安心かなと思うと、とめちゃうよりはその階段も使えるようにしておいたほうがいいかなと。さっきのセキュリティーカードはちゃんと万全にさせていただいた上でですけれども。

畠山晋一座長 今、岡本委員、羽田委員からもあったように、書庫の前の階段のセキュリティーの話ですけれども、今この図面上では一応チェックを通らないと通れないようになっていますが、次回のときにそうじゃないパターンの図面を提起、提案していただくほうがよろしいですか。

岡本のぶ子委員 チェックがないと通れないでいいんですけれども、今はチェックをする場所がなくて通れないとなっているんじゃないかなと思ったんです。カードリーダーを受け取る場所がこの図面上ではないので、上がれないとなっているんじゃないですかと。

畠山晋一座長 岡本委員がおっしゃるのは、今の図面だとこの真ん中の階段からは一切入れないと、入れないままではよくないので別の方法を考えたほうがいいんじゃないだろうかということで、ここは書庫のほうにセキュリティーラインを少し広げて、セキュリティーライン上、階段からも議会の受付と想定しているところに行けるような形での図面も示してもらったらどうでしょうかという提案をしているんですけれども、そうしてもらったほうがいいのか、はたまたもういいと、エレベーター、ワンウエー、南の階段のほうのツーウエー、この2つの方法でしかだめ。ここの真ん中の階段は一切通さないというふうに、この図面上のままでいいのかということの確認ですけれども、もう1個の図面も出してもらったほうがいいのかということで、皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 では、次回でいいので、意見としてセキュリティーラインの話で、書庫に広げた形でのものを、つまりこの階段からも入れるような図面の提案をしていただきたいということです。

高岡じゅん子委員 今、回遊性みたいな話の中で、10階の展望ロビーのところも、今のままですとエレベーターで上がってエレベーターでおりの以外はセキュリティーライン

だから、展望のためにふらっと来た方は階段にはどうしても行けないというふうになっていると思うので、これはより難しい感じになると思うんですが、さっき言った南側の設備スペースのまた南側の階段までは行けなくても、ちょっと工夫していただいて、もしエレベーターのすぐ裏の階段にはセキュリティーラインなしで回遊性をつくれるようでしたら、それもぜひ検討していただければと思います。

鳥居施設営繕第二課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

畠山晋一座長 それでは、10階の部分の検討をお願いいたします。

そのほかに御意見がなければ、こちらにつきましても1回会派に持ち返っていただいて、また皆さんに読み込んでいただいて、確認しなければいけない点がありましたらまた理事者のほうに確認をとっていただいて次回に臨んでいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 では、次回までに会派で御協議いただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、4、次回検討会です。次回検討会は、既に決定済みの開催スケジュールに基づいて、来月8月30日金曜日午後2時より開催いたします。

そのほか何かありますかでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 今、1人会派の上川委員、ひうち委員から、話を伺っていなかったというような発言があったわけですがけれども、できたらそういった発言がないように、また丁寧にご説明していただいて、次に出てくる方もまたメンバーが変わってくる可能性がありますので、そういった方たちにもこの協議にきちっと一緒に対応できるようにしていただきたいと思いますので、その点もお願いをいたします。

そのほか何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 なければ、以上で本日の新庁舎議会施設検討会を散会いたします。